

1 2. 災害救助法関連

災害救助法適用基準

富士市の人口 237,793 人（令和 7 年国勢調査）

●対象災害の種類

暴風、豪雨、地震、津波、その他異常な自然現象の外に、大規模な火事又は爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等があり、同一災害の被害程度に基づき法適用を決定する。

例外として次の場合は社会的混乱の同一性があれば一つの災害とみなす。

ア、同時又は相接近して異なる原因による災害

イ、時間的に近接して、同一市町村内の別の地域での同種又は異なる災害

●適用基準

1. 災害が発生した段階の適用（法第 2 条第 1 項）

（1）市内の滅失世帯数が 100 世帯以上に達したとき（施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用）

（2）被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数の総数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市内の滅失世帯数が 50 世帯以上に達したとき。（Ⅱ 第 2 号適用）

（3）ア．被害が県下全域に及ぶ災害で、県下の住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合で、市内の被害世帯数が多数であるとき。（Ⅱ 第 3 号適用）

「多数」とは概ね 5 世帯以上とし、市町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき。

イ．災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情*がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき。

※「特別の事情」とは次の 2 つの場合

①食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合

②被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

（4）多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じ、以下の基準に該当するとき（Ⅱ 第 4 号適用）

①多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合

②被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

2. 災害が発生する恐れ段階の適用（法第 2 条第 2 項）

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、被害を受ける恐れがある場合。

災害救助法による救助の程度、方法、期間、限度額等

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	特別基準	備考		
避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	・設置維持、管理運営経費 ・賃金職員等雇上費 ・消耗器材費 ・建物(器物)使用謝金 ・借上（購入）費 ・光熱水費 ・仮設便所等設置費	1人1日当たり370円以内	災害発生から7日以内	期間の延長	・限度額は市町村全体で調整可能 ・避難に当たっての輸送費は別途計上 ・器物等については、借り上げが原則 ・収容する者は居住地の有無には関係ない ・福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮に必要な実費を加算することが可能 ・旅館、ホテル等の借上も可能（避難所での避難生活が長期にわたる場合等）		
応急仮設住宅の供与 （建設型応急住宅）	住家が全壊・全焼・流失し居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯)	・原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 ・直営工事の場合の事務費も対象 ・法第7条の規定によって従事命令の場合の実費弁償費 ・土地の借料は含まれない	・基準面積（1戸当たりの平均値） 地域の実情、世帯構成等に応じて設置 ・基準額（1戸当たりの平均単価） 7,259,000円以内	災害発生から20日以内に着工 供与期間:2年以内	1 限度額の引上げ（特別な事情がある場合） 2 着工期間の延長、必要最少限度の期間（建設型仮設住宅の場合）	・構造は、1戸建て又は共同住宅形式どちらでも可能 ・概ね50戸以上を概ね同一箇所に設置する場合は、集会施設を設置でき、50戸未満の場合も戸数に応じた小規模な施設が設置可能（面積等は別途定める） ・福祉仮設住宅の設置も可能 ・該当者の選考は選考委員会等により適正に実施		
応急仮設住宅の供与 （賃貸型応急住宅）	住家が全壊・全焼・流失し居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯)	・家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅等の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものを含む ・駐車場料は自己負担が原則	・基準面積（1戸当たりの平均値） 地域の実情、世帯構成等に応じて設置 ・基準額（借上げのために支出できる費用） 地域の実情に応じた額	災害発生から速やかに借上げ、提供 供与期間：2年以内		・その他適切な方法により供与することも可能		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家が全半壊(焼)、床上浸水等で炊事のできない者 3 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等 4 床上浸水であるが、自宅において自炊不可能な者 5 社会福祉施設の入所者（施設自らでは調理することができない状況の場合）	・主食費：米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等の購入 ・副食費：調味料を含み、品目、数量等については制限なし ・燃料費：品目、数量等については制限なし ・雑費：器物の使用謝金又は借上料金、アルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費	1日1人当たり1,480円以内	災害発生から7日以内	期間の延長	・現物給与 ・1日3食で計算 ・基準以外の分（費用限度以上の場合、市職員、消防団員及び応援要員の食料費）は市負担 ・総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい（1食は1/3日）		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 （飲料水及び炊事用の水に限る）	・水の購入費（真にやむを得ない場合に限り） ・給水及び浄水に必要な機械、器具の借上げ、修繕及び燃料の経費 ・浄水用薬品及び資材の経費	当該地域における通常の実費 （必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限る）	災害発生から7日以内	期間の延長	・給水のため特別な備品購入の際は救助完了後に換金処分が必要 ・輸送費、賃金職員雇上費は別途計上 ・市を含む一部事務組合からの購入費は非対象		
被服・寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	1 住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水等で生活上に必要な日用品等を喪失し、日常生活を営むことが困難な者 2 生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者 3 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者	・被服 ・寝具 ・身のまわり品 ・日用品 ・炊事用具、食器 ・光熱材料	・夏期(4～9月)及び冬季(10～3月)の季別は災害発生の日をもって決定 ・1世帯当たり下記金額表の範囲内	災害発生から10日以内	1 期間の延長 2 季別の変更 3 限度額の変更	・現物支給 ・被災者の世帯構成員は、実際に支給される時点の人数による ・事前購入した給与品を払出した場合は、当該地域における時価（年度当初の評価額）をもって精算		
	区 分	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
	全壊・全焼・流出	夏 期(4月～9月)	20,900円	26,900円	39,900円	47,600円	60,300円	8,800円
		冬 季(10月～3月)	34,700円	44,800円	62,500円	73,100円	92,100円	12,700円
	半壊・半焼・床上浸水	夏 期(4月～9月)	6,900円	9,200円	13,800円	16,800円	21,100円	3,000円
		冬 季(10月～3月)	11,000円	14,400円	20,500円	24,300円	30,700円	4,000円
医 療	医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者	・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 当該地域における協定料金の額以内	災害発生から14日以内	期間の延長	・期間経過後は社保、国保に切替 ・患者移送費は別途計上 ・医療を必要とするに至った原因を問わない ・障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない ・患者自身の経済的能力の如何を問わない ・被災者のみに限定されない		
助 産	災害発生の日以前又は、以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失ったもの（死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にあるもの）	・分娩の介助 ・分娩前後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	1 救護班等 使用した衛生材料等の実費 2 助産師 慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	期間の延長	・妊婦等の移送費は別途計上 ・被災者であるか否かを問わない ・本人の経済的能力の如何を問わない		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	・救助のため必要な機械・器具等の借上費又は購入費 ・修繕費 ・燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生から3日以内	期間の延長	・期間内に生死が明らかにならない場合は、死体の捜索へ切替 ・輸送費、賃金職員雇上費は別途計上		
被災した住宅の応急修理 （住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	・合成樹脂シート ・ロープ ・土のう 等	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分1世帯当たり56,400円以内	災害発生から10日以内	期間の延長	・大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住することが可能な場合） ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額 ・資材費及び施工費用の合計		
被災した住宅の応急修理 （日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理できない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	最小限度の補修費 ・修理用原材料費 ・労務費 ・材料輸送費 ・工事事務費 ・従事命令の実費弁償費	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 757,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯367,000円以内	災害発生から3ヶ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヶ月以内)	期間の延長	・現物給付 ・費用は市町村で限度額以内であれば、調整可能（認定は知事が行う） ・全壊認定の住家や床上浸水のものは含まない ・同一住家に2以上の世帯が居住している場合は、1世帯とみなす ・アパート等で1室1世帯のものは各室を1戸とみなす		

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	特別基準	備考
学用品の供与	住家の全半壊(壊)、流出、床上浸水等で学用品を喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	教科書及び教材	教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費	災害発生から1ヶ月以内	期間の延長	・入進学時には個々の実情に応じて支給する ・特別支援学校を含む ・備蓄物資は評価額
		文房具及び通学用品費	小学校児童1人当たり5,800円 中学校生徒1人当たり6,100円 高等学校等生徒1人当たり6,600円	災害発生から15日以内		
埋葬	1 災害時の混乱の際、死亡した者であること 2 災害のため埋葬を行うことが困難な場合であること	・棺（附属品を含む） ・埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む） ・骨つぼ及び骨箱	1体当たり 満12歳以上 239,400円以内 満12歳未満 191,500円以内	災害発生から10日以内	期間の延長	・供花代、酒代等は含まれない ・外国人の場合、風俗、習慣、宗教等の違いに配慮すること ・死因、場所の如何を問わない ・災害発生の日以前に死亡した者も対象
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	捜索のために必要な機械・器具等の借上費又は購入費、修繕、燃料の経費	当該地域における通常の実費	災害発生から10日以内	期間の延長	・輸送費、賃金職員雇上費は別途計上 ・死亡した原因の如何を問わない ・死亡した者の居住地の法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は関係ない ・災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している
死体の処理	災害の際死亡した者の死体に関する処理（埋葬を除く）	洗浄、縫合せ、消毒等	1体当たり3,800円以内	災害発生から10日以内	期間の延長	・救助の実施機関が現物給付として実施 ・一時保存用のドライアイスの購入等の経費は通常の実費を加算 ・輸送費、賃金職員雇上費は別途計上 ・埋葬を前提とした処理
		一時保存	1 既存建物借上 借上に要する通常の実費 2 既存建物以外 1体当たり6,100円以内			
		検案	救護班以外は償行料金 (検案書代は対象経費外)			
障害物の除去	災害によって住居又はその周辺に障害物が運び込まれ、生活上支障があり、自力で除去することができない者	除去のために必要な機械・器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員雇上費等	市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が148,600円以内	災害発生から10日以内	期間の延長	・救助の実施機関が現物給付として実施 ・日常生活を営める場合、実施の必要なし(日常生活に欠くことのできない居室、便所、炊事場、風呂場、玄関等に限られる) ・応急的な除去に限られ、原状回復を目的としない
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分に係る輸送又は必要な賃金職員等	・輸送費（運賃、借上料、燃料費、消耗機材費及び修繕料） ・賃金職員雇上費（左記業務を行うために雇上げた賃金職員に支払う賃金）	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	期間の延長（各救助種目の期間延長に伴い自動的に延長）	・輸送期間だけの延長も可能 ・各救助種目終了後の残務整理のための延長も可能
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者（右記の職種）	実費弁償に要した経費	1人1日当たり	救助の実施が認められる期間以内	期間の延長（各救助種目の期間延長に伴い自動的に延長）	・時間外勤務手当及び旅費は別途定める
		医師及び歯科医師	23,300円以内			
		薬剤師	17,500円以内			
		栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科科技士	17,500円以内			
		保健師、助産師、看護師及び准看護師	15,700円以内			
		救急救命士	15,100円以内			
		保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者	16,500円以内			
		土木技術者及び建築技術者	16,500円以内			
		大工	31,200円以内			
		左官	28,400円以内			
		とび職	28,300円以内			
救助の事務を行うに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	災害救助法第21条に定める国庫負担対象年度における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、右記のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定めた割合を乗じて得た合計額以内	イ 3千万円以下の部分の金額 100分の10	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	—	・災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む
			ロ 3千万円を超えて6千万円以下の金額 100分の9			
			ハ 6千万円を超えて1億円以下の金額 100分の8			
			ニ 1億円を超えて2億円以下の金額 100分の7			
			ホ 2億円を超えて3億円以下の金額 100分の6			
			ヘ 3億円を超えて5億円以下の金額 100分の5			
			ト 5億円を超える部分の金額 100分の4			
災害ボランティア活動と被災自治体が実施する救助の調整事務	災害ボランティア活動と被災自治体が実施する救助の調整事務 対象組織：災害ボランティアセンターの設置・運営を行う、社会福祉協議会、NPO団体等	・人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）及び社協等が新たに雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金） ・旅費（被災自治体から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）	・人件費単価は、当該社協等が支払った実費又は、当該社協給与規程に基づき算出される人件費のうち、いずれかの小さい金額 ・旅費単価は、当該社協等が支払った実費又は、当該社協旅費規程に基づいて支払った旅費のうち、いずれかの小さい金額	災害ボランティアセンターの活動中にボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整が実施されている期間	—	・災害救助費負担金の国庫負担の対象となるためには、被災自治体から災害ボランティアセンターの設置・運営を行う者に調整事務を委託契約することが必要

富士市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和49年 6 月22日〕
条 例 第 31 号

改正 昭和50年 5 月26日条例第15号
昭和53年 6 月29日条例第25号
昭和57年 9 月30日条例第19号
平成 3 年12月12日条例第30号
令和元年 6 月28日条例第 8 号

昭和52年 3 月30日条例第10号
昭和56年10月 1 日条例第29号
昭和62年 6 月29日条例第26号
平成23年12月14日条例第19号
令和 2 年 6 月30日条例第26号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けたとき、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市長は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下第 5 条、第 6 条、第 9 条及び第10条において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、その者より生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順序の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対し支給した災害弔慰金は、全員に対し支給したものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場にいわせれた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 次の各号の一に該当するときは災害弔慰金を支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じた場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) その他市長が、特別の事情があると認めた場合

(報告の聴取等)

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給について遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害弔慰金等支給調査審議会)

第11条の 2 法第18条の規定に基づき、同条の合議制の機関として、富士市災害弔慰金等支給調査審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第11条の 3 審議会は、委員 7 人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第11条の 4 委員の任期は、委嘱された日から諮問事項に係る調査及び審議が終了する日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市長は、令第 3 条に規定する災害（次条において「災害」という。）により法第10条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に定める世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

(償還及び貸付条件等)

第14条 災害援護資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の償還期間は、貸し付けた月の翌月から起算して10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

2 償還方法は、元利均等の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還によるものとする。ただし、期限前であつても貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

3 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

4 貸付金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

5 第3項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

6 貸付金の償還を遅延したときは、支払期日の翌日から支払当日までの延滞金額につき年5パーセントの違約金を支払わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(手 続 等)

第15条 災害援護資金の貸付を受けようとする者は、被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、災害援護資金の貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(一 時 償 還)

第16条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。

(2) 償還金の支払を怠ったとき。

(償還金の支払猶予等)

第17条 災害援護資金に係る償還金の支払猶予、償還免除及び報告等については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第12条の規定によるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日以後に発生した災害について適用する。

附 則（昭和50年5月26日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附 則（昭和52年3月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に適用する。

附 則（昭和53年6月29日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日以後に生じた災害に適用する。

附 則（昭和56年10月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金について、改正後の第10条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年9月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年6月29日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月12日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平成23年12月14日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年6月28日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和2年6月30日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

富士市災害見舞金支給要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、災害により被害を受けた市民に対する災害見舞金の支給について、必要事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において「災害」とは、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・その他異常な自然現象、及び火災により本市の区域内において被害が生じることをいう。

2 この要領において「市民」とは、災害により被害を受けたとき本市の区域内に住所を有していた者をいう。

3 この要領において「水損」とは、他の世帯等の火災消火活動により家財等が冠水し、損害が著しい場合をいう。

4 この要領において「遺族等」とは、災害により死亡した者の配偶者・子・父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹、または、前述の区分に該当する者がいない場合、民法 7 2 5 条に規定される親族かつ葬祭等の実施者をいう。

(支給の対象者)

第 3 条 災害見舞金は、災害により住居の全壊（焼）又は流失、若しくは半壊（焼）の被害、水損の被害を受けた世帯、床上浸水の被害を受けた世帯、災害により負傷し、1 ヶ月以上の治療を要する見込みのある者、或いは災害により死亡した市民の遺族等に対して支給する。

(遺族への支給の範囲)

第 4 条 災害により死亡した者の遺族等の範囲は、この要領の第 2 条 4 項で定義されたとおりとする。その順位は、死亡者の死亡の当時その者と生計をともにしていた遺族等を優先し、その他の遺族等を後にする。

2 前項の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦親族かつ葬祭等実施者

3 前 2 項の場合において、災害見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族等が 2 人以上あるときは、その 1 人に対しての支給は、その全員に対してなされたものとみなす。

4 災害の際、現にその場に居合わせた者につき、当該災害の止んだ後 3 月間その生死が明らかでない場合、または、災害による負傷に起因し災害の止んだ後 7 日以内に死亡した場合、そのものは当該災害によって死亡したものとみなす。

(住居が対象の場合の支給の範囲)

第 5 条 住居が対象の場合、災害見舞金の支給を受ける者は、現にその住居に居住していた世帯の世帯主とする。災害により死亡した者が単身者の場合、生計をともにしていた同住所別世帯の世帯主に支給し、世帯が存在しないときは支給しないものとする。

(負傷者が対象の場合の支給の範囲)

第 6 条 負傷者が対象の場合は、負傷したその本人とする。

(支給の制限)

第 7 条 災害見舞金は、次の各号の一に該当する場合には支給されない。

(1) 当該災害により被害を受けた者が、次に掲げる弔慰金等の支給を受ける場合
ア 富士市災害弔慰金等の支給に関する条例（昭和 4 9 年富士市条例第 3 1 号）第 3 条及び第 9 条

に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金

イ 被災者生活再建支援法（平成 1 0 年法律第 6 6 号）第 3 条に規定する被災者生活再建支援金

ウ 静岡県被災者自立生活再建支援補助金交付要綱及び被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱に規定する補助金

(2) 当該災害が、当該世帯の構成員又は当該死亡若しくは負傷した者の、故意又は重大な過失により生じたものである場合。

(3) 特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合。

(災害見舞金)

第 8 条 災害見舞金の金額は次に掲げるものとする。

(1) 災害により死亡した者 1 人当たりの災害見舞金の額は、次に掲げる区分によるものとする。

ア 死亡した者が死亡した当時、その家族の生計を主として維持していた場合 5 万円以内

イ ア以外の場合 3 万円以内

(2) 住居に対する災害見舞金の額は、住居の被害の程度に応じ次に掲げる額とする。

ア 全壊（焼）又は流失したとき 5 万円以内

イ 半壊（焼）のとき 3 万円以内

ウ 水損又は床上浸水るとき 1 万円以内

(3) 災害により負傷し、1 ヶ月以上の治療を要する見込みのある者。 2 万円以内

(4) その他、市長が支給する必要があると認めた場合 5 万円以内

(支給の手続)

第 9 条 市長は、災害見舞金を支給するときは、必要な事項を調査したうえ支給するものとする。

また、災害により負傷し 1 ヶ月以上治療を要する見込みのある者への支給について、市長は、必要があると認めたときは、医師の診断書その他の資料の提出を求めるものとする。

2 市長は災害により死亡したものの遺族等が市民でない場合、支給を受ける者が当該死亡者の遺族等であることを証明する書類を提出させるものとする。

(補 則)

第 10 条 この要領に定めのない事項については、その都度市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和 5 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

災害被災時における寄附金及び義援金募集事務実施要領

平成24年 3 月22日 制定

（主旨）

第1条 この要領は、被災した公共施設の復旧事業に充てる目的で寄せられる寄附金の募集及び被災した市民に配分する義援金の募集に係る事務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「寄附金」とは、被災した本市の公共施設の復旧事業に充てるために募集し、財政調整基金により管理するものをいう。

2 この要領において「義援金」とは、被災した市民に配分するために募集し、歳入歳出外現金として管理するものをいう。

（募集）

第3条 関係課は、発災後市災害対策本部と協議の上、寄附金及び義援金の募集を速やかに行うものとする。

（募集事務の種類及び分担）

第4条 寄附金及び義援金の募集に係る事務の種類及び分担は、次のとおりとする。

- （1） 広報に係る事務のうち、寄附金及び義援金の募集記事の作成については財政課が、報道機関等との連絡調整及び情報発信についてはシティプロモーション課が所管する。
- （2） 収納は、財政課が所管する。
- （3） 保管は、会計室が所管する。
- （4） 義援金の配分は、福祉総務課が所管する。
- （5） 予算措置は、財政課が所管する。

（広報）

第5条 寄附金及び義援金の募集に係る広報は、市ウェブサイトなどのインターネットメディア、広報紙、ラジオエフ等で行うものとし、記事等については平時に準備し、募集が円滑に行えるよう備えておくものとする。

（収納）

第6条 寄附金及び義援金を受け入れるために、会計管理者と協議のうえ、指定金融機関及び指定代理金融機関のいずれかにそれぞれ専用口座を開設する。

2 寄附金及び義援金は、前項の口座への振込み又は庁内に開設する受付窓口での受領により受け入れるものとする。

3 寄附金及び義援金が寄せられた場合は、別に定める「寄附金受付簿」及び「義援金受付簿」に、受付年月日、寄附金及び義援金を寄せた者（以下「寄附者」という。）の氏名、住所を記載して受付状況を明らかにするとともに、当該寄附者に対して別に定める受領書を交付するものとする。

4 前項の受領書は、原則として寄附金に係るものは市長、義援金に係るものは会計管理者名で交付するものとする。

（寄附金及び義援金の保管）

第7条 寄附金及び義援金を現金で受領した場合は、前条第2項に規定する各専用口座へ預け入れるものとする。

2 受領した寄附金及び義援金は別に定める集計表により集計し管理する。

（義援金の配分）

第8条 義援金の配分は、「富士市災害義援金配分委員会設置要領」に定める配分委員会の決定に基づき配分する。

2 義援金の配分は、原則として口座への振込みとする。ただし、やむを得ない事情により口座への振込みができない場合は、直接交付することができる。このときは、受領者から領収書を徴する。

（予算措置）

第9条 寄附金は、財政調整基金に積立て、公共施設の復旧のための財源として適宜これを取崩すものとし、必要な予算措置を行うものとする。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。

富士市災害義援金配分委員会設置要領

(設置)

第1条 富士市における災害に係る義援金を公平かつ効果的に配分するため、富士市災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する

- (1) 配分の対象者に関すること。
- (2) 配分の基準に関すること。
- (3) 配分の時期に関すること。
- (4) 配分の方法に関すること。
- (5) その他義援金配分に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 富士市社会福祉協議会会長
- (2) 富士市民生委員児童委員協議会会長
- (3) 富士市町内会連合会会長
- (4) 福祉部を所管する副市長
- (5) 総務部長
- (6) 財政部長
- (7) 福祉部長
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 前項に規定する者に事故があるとき、又は欠けたときは、別に定める者が委員となる。

(任期)

第4条 委員の任期は、義援金の配分が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。